

無資格者について

我々鍼灸マッサージ師は鍼灸大学・鍼灸短大・鍼灸専門学校等で必要な知識を習得した後に国家試験を受け、それに合格し免許を取得しております。

近年、ストレス社会の中で「癒しブーム」により、リラクゼーション等を目的とした整体・カイロプラクティック・タイ式マッサージ・中国整体等の看板を街で見かけることが多いと思いますがこれらのほとんどが無資格営業であるということを皆様御存じでしょうか？

それらの営業所には「・・・免許」と書かれたものを掲示してあるかもしれませんがこれは国が医療行為を認めた国家免許（厚生労働大臣免許）ではなく、それらの養成所の修了証書でしかありません。

現在、それら無資格者による健康被害が多数発生しております。我々業界も無資格者に対しての取り締まりを国や自治体にはたらきかけておりますが思う様な成果が得られていない現状です。

長崎県議会において「あん摩マッサージ指圧等の関係法令遵守等に関する請願書」が採択され、全国的にも46都道府県で同様の請願書が採択され問題解決を求めています。

行政のホームページ中でも、以下のような注意の喚起を促す呼びかけが行われております。

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

厚生労働省としましても、都道府県等関係機関と連携して、無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止に努めているところであります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

厚生労働省医政局医事課

無資格者によるあん摩マッサージ指圧などについて

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うには、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許が必要です。

無資格者（日本の免許を有しない者）によるあん摩などの施術は違法行為であり、人の健康に害を及ぼす恐れがあります。

施術を受ける際には、無資格者による施術が、人の健康に害を及ぼす恐れがあることを理解し、施術者が有資格者であることをご確認ください。

なお、有資格者が業務を行う場合には、所管の保健所に届け出ることになっています

何らかの疾患を抱えた患者様が、効果を求めて鍼灸マッサージ師の治療を受けに来られる。我々は、そんな期待に十分お応え出来る技術を、安全・安心を踏まえた国家免許取得者として皆様にご提供出来ることをお約束致します。